

「新規化学物質等に係る試験の方法について」の改正内容（案）

「新規化学物質等に係る試験の方法について（昭和 49 年 7 月 13 日 環保業第 5 号、薬発第 615 号及び 49 基局第 392 号、環境庁企画調整局長、厚生省薬務局長及び通商産業省基礎産業局長連名通知）」について、生態毒性に係る試験方法を新たに定めるとともに、分解度試験、濃縮度試験、28 日間反復投与毒性試験等の方法を改正する。

具体的な改正内容については、別添 2-1 から 2-7 のとおりとする。

- 別添 2-1 微生物等による化学物質の分解度試験（改正案）
- 別添 2-2 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験（改正案）
- 別添 2-3 1-オクタノールと水との間の分配係数測定試験（案）
- 別添 2-4 ほ乳類を用いる 28 日間の反復投与毒性試験（改正案）
- 別添 2-5 慢性毒性試験等総則（改正案）
- 別添 2-6 化学物質の藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験及び魚類急性毒性試験（案）
- 別添 2-7 化学物質の鳥類の繁殖に及ぼす影響に関する試験（案）